

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成19年10月18日(2007.10.18)

【公開番号】特開2005-338750(P2005-338750A)

【公開日】平成17年12月8日(2005.12.8)

【年通号数】公開・登録公報2005-048

【出願番号】特願2004-264219(P2004-264219)

【国際特許分類】

G 0 3 G 9/08 (2006.01)

【F I】

G 0 3 G 9/08 3 7 4

G 0 3 G 9/08 3 7 5

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月3日(2007.9.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも着色剤と結着樹脂とを有するトナー粒子と、無機微粉体とを少なくとも有するトナーであって、

該無機微粉体は、一次粒子の平均粒径が30~300nmであり、立方体状の粒子形状及び/又は直方体状の粒子形状を有し且つペロブスカイト型結晶を有する粒子を有し、

該無機微粉体は、600nm以上の粒径を有する粒子及び凝集体の含有率が1個数%以下であることを特徴とするトナー。

【請求項2】

該無機微粉体が、立方体状の粒子形状及び/又は直方体状の粒子形状を有する粒子を50個数%以上含有していることを特徴とする請求項1に記載のトナー。

【請求項3】

該無機微粉体は、トナー粒子に対する遊離率が20体積%以下であることを特徴とする請求項1または2に記載のトナー。

【請求項4】

該無機微粉体は、焼結工程を経由していないチタン酸ストロンチウム微粉体であることを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載のトナー。

【請求項5】

該無機微粉体は、トナー粒子100質量部に対して0.05乃至2.00質量部添加されていることを特徴とする請求項1乃至4のいずれかに記載のトナー。

【請求項6】

該無機微粉体が炭素数8乃至35の脂肪酸または炭素数8乃至35の脂肪酸の金属塩で表面処理されていることを特徴とする請求項1乃至5のいずれかに記載のトナー。

【請求項7】

該無機微粉体は、BET比表面積が10乃至45m²/gであることを特徴とする請求項1乃至6のいずれかに記載のトナー。

【請求項8】

該無機微粉体は、水との接触角が110°乃至180°であることを特徴とする請求項1乃至7のいずれかに記載のトナー。

【請求項 9】

該トナーは、さらにBET比表面積が100乃至350m²/gの微粒子を有することを特徴とする請求項1乃至8のいずれかに記載のトナー。

【請求項 10】

該無機微粉体は、帯電量の絶対値が10乃至80mC/kgであり、且つ帯電極性が該微粒子と逆極性であることを特徴とする請求項9に記載のトナー。

【請求項 11】

該微粒子が疎水性シリカ微粒子であることを特徴とする請求項9または10に記載のトナー。